

# 大分県報

平成二十九年

第二八九〇号

六月十六日

（金曜日）

## 目次

### 告示

- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請……………一  
大規模小売店舗に係る公示……………一  
平成二十九年労働福祉等実態調査の実施……………二  
公 告……………二  
平成二十九年登録販売者試験の実施……………三  
平成二十九年度クリーニング師試験の実施……………四  
平成二十九年度狩猟免許試験の実施……………五  
平成二十九年度狩猟免許更新のための適性検査及び講習の実施……………七

### 〇告 示

#### 大分県告示第三百六十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成二十九年六月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 変更申請のあった年月日  
平成二十九年六月二日
- 二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 オーバー
- 三 代表者の氏名  
松田 正人
- 四 主たる事務所の所在地

平成二十九年六月十六日

大分県報（告示）

一

豊後大野市清川町三玉六百八十六番地  
定款に記載された目的

この法人は、児童、障害者、高齢者等に対し、この近隣の地域で生活する上で困ったことが起こった時、公的、私的、或は障害の有無等の垣根を越えてサポートできる事業又は、子どもの健全教育を図る事業を行うことを目的とする。

六 定款変更の内容

事業の変更

公告の方法の変更

#### 大分県告示第三百六十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成二十九年六月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 大規模小売店舗の新設に関する届出の概要  
1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ドラッグコスモス相原店  
中津市大字相原字万五郎三千三百三番 他十六筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名  
又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
（一）大規模小売店舗を設置する者  
株式会社コスモス薬品  
代表取締役 宇野 正晃  
福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目十番一号 第一福岡ビルS館四階  
株式会社コスモス薬品  
代表取締役 宇野 正晃  
福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目十番一号 第一福岡ビルS館四階
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成三十年二月二日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千七百一平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

店舗敷地東側及び北側 六十七台

(二) 駐車場の位置及び収容台数

店舗敷地北側 十台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

店舗建物南東側 二十七平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

店舗建物内南東側 九・三〇立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時

閉店時刻 午後十時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

二箇所 店舗敷地東側及び北東側

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

二十四時間

二 届出年月日

平成二十九年六月一日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県北部振興局

2 縦覧期間

平成二十九年六月十六日から平成二十九年十月十六日まで

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成二十九年十月十六日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県北部振興局に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第三百六十六号

大分県統計条例（平成二十二年大分県条例第十四号）の規定に基づき、大分県労働福祉等実態統計（県基幹統計第九号）を作成するため、平成二十九年大分県労働福祉等実態調査を次のとおり実施する。

平成二十九年六月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調査の目的

県内の民間事業所における労働条件や労働福祉等について、その実態と動向を把握し、今後の労働施策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査の対象

統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に定める大分類のうち十五大産業（「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」）に属する県内の事業所から任意に抽出した千事業所を対象とする。

三 調査の項目

事業所の現況、労働時間、休日休暇制度、育児・介護休業制度、パートタイム労働者・派遣労働者、正社員への登用制度、定年制及び働きやすい環境づくり

四 調査の期日

平成二十九年六月三十日現在によって行う。

五 調査の方法

別に定める調査票を用いて行う。

六 その他

この調査は、大分県統計条例第二条第二項に規定する県基幹統計である。

○ 公 告

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第三十六条の八第一項の規定により、次のとおり登録販売者試験を実施する。

平成二十九年六月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 試験の日時

平成二十九年十二月十七日（日曜日）午前十時三十分から午後四時まで

二 試験の場所

大分市金池南一丁目五番一号

ホルトホール大分

なお、受験者数によっては、次の場所も試験会場として使用する。

大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館二階正庁ホール及び新館十四階大会議室

三 試験方法

試験は、午前午後各二時間ずつとし、次の項目について行う。

1 午前の部（午前十時三十分から午後零時三十分まで）

(一) 医薬品に共通する特性と基本的な知識

(二) 人体の働きと医薬品

(三) 医薬品の適正使用と安全対策

2 午後の部（午後二時から午後四時まで）

(一) 主な医薬品とその作用

(二) 薬事関係法規と制度

四 申請手続

1 提出書類

(一) 受験申請書（氏名及び生年月日は、戸籍に記載されたとおりに記入すること。）

(二) 写真台帳（申込前六月以内に撮影した正面、上半身、無帽、縦四センチメートル、横三センチメートルのもので、裏面に氏名及び生年月日を記載した写真を所定の場所に貼付すること。）

2 受験手数料

一万三千円を受験申請書提出の際に現金で納付すること。ただし、大分県内に居住又は勤務する者以外の者で郵送により提出する場合は、現金書留により納付すること。

なお、納付された手数料は、返還しない。

3 提出先

(一) 大分県内に居住又は勤務する者

住所地又は勤務地を所管する保健所（保健部を含む。以下同じ。）に提出すること。

なお、郵送による提出は、受け付けない。

(二) 以外の者

大分県福祉保健部薬務室（千八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号）に提出すること。

なお、郵送により提出する場合は、必ず現金書留に同封すること。

4 提出部数

正本及び副本各一部。ただし、大分県福祉保健部薬務室に提出する場合は、正本一部とする。

なお、副本は、正本の写しでよい。

五 申請受付期間

平成二十九年八月二十八日（月曜日）から九月八日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分までとする。

ただし、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り受け付ける。

六 合格発表

1 発表日時

平成三十年一月三十日（火曜日） 午前十時

2 発表方法

合格者の受験番号を大分県庁舎本館一階県政展示ホール内掲示板に掲示するとともに、大分県ホームページに掲載する。

なお、電話や電子メールによる合否の照会は、受け付けない。

3 合格者の通知

合格者には、合格通知書を申請書記載の住所に郵送する。

4 得点に関する開示

受験者本人から申出があった場合に限り、その者の得点を開示する。開示を希望する者は、合格発表日以後三十日以内に、受験票又は本人であることが確認できる運転免許証等を持参の上、大分県福祉保健部薬務室において、開示請求を行うこと。

なお、電話による開示請求は、受け付けない。

七 注意事項

平成二十九年六月十六日

大分県報（公告）

1 十一月上旬に受験票を申請書記載の住所へ郵送するので、十一月十三日（月曜日）までに届かない場合は、大分県福祉保健部業務室に連絡すること。

大分県福祉保健部業務室 電話番号 ○九七―五〇六―二六五〇

2 午前の部、午後の部とも、試験開始時刻を三十分経過した後は、試験室への入室を認めない。

3 試験に関して不正の行為があつた場合には、その不正行為に係りのあつた者について、その受験を停止させ、又はその合格を無効とすることができる。

4 受験者用の駐車場はないので、公共交通機関等を利用すること。

5 その他の注意事項については、受験票に記載する。

八 その他

受験申請書及び写真台帳の様式並びに問合せ先及び受験申請書提出先の保健所の連絡先は、大分県福祉保健部業務室のホームページに掲載する。

平成二十九年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成二十九年六月十六日

一 試験の日時及び場所  
 大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 日時

平成二十九年十月六日（金）午後零時五十分から午後三時五十分まで

2 場所

大分市府内町三丁目十番一号  
 大分県庁舎別館八階 八十四会議室

二 試験の内容

1 学科試験

(一) 衛生法規に関する知識 二十問

(二) 公衆衛生に関する知識 二十問

(三) 洗たく物の処理に関する知識 二十問

2 実技試験

洗たく物の処理に関する技能 二十問

三 受験資格

1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条の規定に該当する者

2 クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第五十四号）附則第五項

四 受験願書の提出先  
 の規定に該当する者

県内に住所又は就業地を有する者 大分市内にあつては、大分県生活環境部食品・生活衛生課（大分市大手町三丁目一番一号 郵便番号八七〇―八五〇一）に提出すること。

県外に住所及び就業地を有する者 大分県生活環境部食品・生活衛生課（大分市大手町三丁目一番一号 郵便番号八七〇―八五〇一）に提出すること。

大分市外にあつては、住所地又は就業地を管轄する保健所に提出すること。

提出は受け付けない。

五 受験願書等の受付期間及び受付時間

1 受付期間

平成二十九年七月三十一日（月）から八月十八日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）。

なお、郵送の場合は、「クリーニング師試験願書在中」と朱書きの上、郵便為替又は現金書留郵便で送付すること（平成二十九年八月十八日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。）。

また、ファックス又は電子メールによる受験願書の提出は受け付けない。

2 受付時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

六 提出書類

1 受験願書（クリーニング業法施行細則（昭和四十年大分県規則第十号）第九号様式）

2 履歴書

3 写真一枚（出願前六箇月以内に撮影した上半身・正面・無帽、サイズ縦五センチメートル・横四センチメートルで、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

4 最終学歴を証する卒業証書の写し又は卒業証明書。ただし、クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令（昭和三十年厚生省令第二十一号）附則第二項第六号の規定により地方厚生局長の認定を受けた者については、当該認定書の写し

七 受験手数料

七千円（受験願書提出の際に納入すること。）

八 受験願書等提出上の注意事項

1 卒業証書又は認定書の写しを提出する場合は、受験願書の提出先において原本を提示し、原本と相違ない旨の記載及び押印を受けること。

大分県東部振興局管内に住所を有する者	試験区分 知識試験 適性試験 技能試験	日 時 八月十九日(土) 午前九時か ら午後五時まで	場 所 杵築市大字猪尾 杵築市健康福祉センター
	試験対象者		
二 試験の日時、場所等			
1 第一回試験 (一) 第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許試験			
第一種銃猟免許試験	銃器及びわな使用以外の方法で狩猟を行う者	銃器及びわなを使用して狩猟を行う者	大分県東部振興局管内に住所を有する者
第二種銃猟免許試験	銃器を使用して狩猟を行う者	銃器を使用して狩猟を行う者	大分県中部振興局管内に住所を有する者
第一種銃猟免許試験	わなを使用して狩猟を行う者	わなを使用して狩猟を行う者	大分県中部振興局管内に住所を有する者
第二種銃猟免許試験	空気銃又は圧縮ガスを使用する銃器を使用して狩猟を行う者	空気銃又は圧縮ガスを使用する銃器を使用して狩猟を行う者	大分県南部振興局管内に住所を有する者
網猟免許試験			
網猟免許試験	銃器及びわな使用以外の方法で狩猟を行う者	銃器及びわなを使用して狩猟を行う者	大分県東部振興局管内に住所を有する者
わな猟免許試験	わなを使用して狩猟を行う者	わなを使用して狩猟を行う者	大分県東部振興局管内に住所を有する者
第一種銃猟免許試験	銃器を使用して狩猟を行う者	銃器を使用して狩猟を行う者	大分県東部振興局管内に住所を有する者
第二種銃猟免許試験	銃器を使用して狩猟を行う者	銃器を使用して狩猟を行う者	大分県東部振興局管内に住所を有する者
一 試験の種類及び対象者			
大分県知事 広 瀬 勝 貞			
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号) 第四十一条の規定により、次のとおり平成二十九年年度狩猟免許試験を実施する。 平成二十九年六月十六日			
試験の種類及び対象者			
九 試験通知書 試験日前までに、受験資格があると認められた者に対して、受験番号を記入した試験通知書を、大分県生活環境部食品・生活衛生課から送付するので、試験当日必ず持参すること。 十 その他 1 試験について不明な点がある場合は、最寄りの保健所(大分市保健所を除く。)又は大分県生活環境部食品・生活衛生課に問い合わせること。 2 受験願書を郵便で請求する場合は、郵便番号及び宛先を明記し、八十二円切手を貼った返信用封筒を同封すること。 3 電子メールでの問合せは、a13910@pref.oita.lg.jp(行かん)。 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号) 第四十一条の規定により、次のとおり平成二十九年年度狩猟免許試験を実施する。 平成二十九年六月十六日			
(二) 網猟免許及びわな猟免許試験			
大分県東部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	日 時 八月十九日(土) 午前九時か ら午後五時まで	場 所 杵築市大字猪尾 杵築市健康福祉センター
大分県西部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	日 時 八月十九日(土) 午前九時か ら午後五時まで	場 所 日田市城町 大分県日田総合庁舎
大分県南部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	日 時 八月十九日(土) 午前九時か ら午後五時まで	場 所 佐伯市長島町 大分県佐伯総合庁舎
大分県豊肥振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	日 時 八月十九日(土) 午前九時か ら午後五時まで	場 所 竹田市大字竹田字山手 大分県竹田総合庁舎
大分県中部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	日 時 八月十九日(土) 午前九時か ら午後五時まで	場 所 大分県佐伯総合庁舎
大分県東部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	日 時 八月十九日(土) 午前九時か ら午後五時まで	場 所 大分県佐伯総合庁舎
大分県西部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	日 時 八月二十日(日) 午前九時か ら午後五時まで	場 所 佐伯市長島町 大分県佐伯総合庁舎
大分県南部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	日 時 八月二十日(日) 午前九時か ら午後五時まで	場 所 竹田市大字竹田字山手 大分県竹田総合庁舎
大分県豊肥振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	日 時 八月二十日(日) 午前九時か ら午後五時まで	場 所 大分県佐伯総合庁舎
大分県中部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	日 時 八月二十日(日) 午前九時か ら午後五時まで	場 所 大分県佐伯総合庁舎
大分県東部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	日 時 八月二十日(日) 午前九時か ら午後五時まで	場 所 日田市城町 大分県日田総合庁舎

大分県北部振興局管内に住所を有する者 知識試験 適性試験 技能試験			八月二十日（日）午前九時から午後五時まで	宇佐市大字法鏡寺 大分県庁佐総合庁舎	
			2 第二回試験 網猟免許及びわな猟免許試験		
受験対象者 大分県東部振興局管内に住所を有する者 大分県中部振興局管内に住所を有する者 大分県南部振興局管内に住所を有する者 大分県豊肥振興局管内に住所を有する者 大分県西部振興局管内に住所を有する者 大分県北部振興局管内に住所を有する者			試験区分	日 時	場 所
3 第三回試験 第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許試験			知識試験 適性試験 技能試験	九月十六日（土）午前九時から午後五時まで	杵築市大字猪尾 杵築市健康福祉センター
知識試験 適性試験 技能試験			九月十六日（土）午前九時から午後五時まで	大分市大手町 大分県庁舎本館	
知識試験 適性試験 技能試験			九月十六日（土）午前九時から午後五時まで	佐伯市長島町 大分県佐伯総合庁舎	
知識試験 適性試験 技能試験			九月十六日（土）午前九時から午後五時まで	竹田市大字竹田字山手 大分県竹田総合庁舎	
知識試験 適性試験 技能試験			九月十六日（土）午前九時から午後五時まで	日田市城町 大分県日田総合庁舎	
知識試験 適性試験 技能試験			九月十六日（土）午前九時から午後五時まで	宇佐市大字法鏡寺 大分県庁佐総合庁舎	
網猟免許及びわな猟免許試験 知識試験 適性試験 技能試験			十月七日（土）午前九時から午後五時まで	大分市大手町 大分県庁舎本館	
受験対象者 県内に住所を有する者			試験区分	日 時	場 所
知識試験 適性試験 技能試験			十月八日（日）午前九時から午後五時まで	大分市大手町 大分県庁舎本館	
三 狩猟免許申請書の受付期間及び受付時間 1 受付期間 第一回試験 平成二十九年七月二十四日（月）から同年八月八日（火）まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。 第二回試験 平成二十九年八月二十一日（月）から同年九月四日（月）まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。 第三回試験 平成二十九年九月十九日（火）から同年十月二日（月）まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。 2 受付時間 午前八時三十分から午後五時十五分まで 四 受験手続 受けようとする狩猟免許の種類（網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許）ごとに狩猟免許申請書に次の書類を添え、原則として申請者の住所を管轄する振興局に提出すること。 1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第四十八条第二項第二号に規定する医師の診断書（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による銃砲の所持許可を現に受けている場合は、その所持許可証の写し） 一部 2 写真 一葉（申請前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。） 3 返信用封筒（八十二円切手を貼り付け、宛先を明記したもの） 五 狩猟免許申請手数料 狩猟免許申請手数料は、徴収しない。					

<p>六 受験票</p> <p>1 狩猟免許申請書を受領したときは、受験者に受験票を送付する。</p> <p>2 試験当日は、必ず受験票を持参すること。</p> <p>七 試験の内容</p>	<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第五十一条第二項及び第四項の規定により、次のとおり平成二十九年年度狩猟免許更新のための適性検査及び講習を実施する。</p> <p>平成二十九年六月十六日</p> <p>大分県知事 広瀬 貞</p>
<p>試験区分</p> <p>内 容</p> <p>知識試験</p> <p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に関する筆記試験</p> <p>適性試験</p> <p>視力、聴力及び運動能力</p> <p>技能試験</p> <p>猟具の取扱い、距離の目測（網猟免許及びわな猟免許試験を除く。）及び鳥獣の判別</p>	<p>更新対象者</p> <p>一 更新対象者 県内に住所を有し、平成二十六年度に狩猟免許を取得した者</p> <p>二 講習及び適性検査の開催日時及び開催場所</p> <p>開催日時</p> <p>開催場所</p>
<p>注1 既に狩猟免許を受け、その有効期間内に他の種類の狩猟免許を受けようとする者については、知識試験のうち鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に関する筆記試験を免除する。</p> <p>2 技能試験は、知識試験及び適性試験のいずれにも合格した者に対して行う。</p> <p>3 試験当日欠席した者（三十分以上遅刻した者を含む。）に対する再試験等は一切行わない。また、受験票はあらかじめ記載された期日の試験のみ有効とする。</p> <p>4 災害その他次に掲げるやむを得ない事由のため、狩猟免許の有効期間内の更新を受けなかつた者については、その事由がやんだ日から起算して一月以内にその事由に該当する者である旨及びその事由がやんだ日を証する書類を添え、住所地を管轄する振興局へ狩猟免許申請書を提出した場合に限り、技能試験及び知識試験を免除するものとする。</p> <p>(一) 海外旅行をしていたこと。</p> <p>(二) 病気にかかり、又は負傷していたこと。</p> <p>(三) 法令の規定により身体の自由を拘束されていたこと。</p> <p>(四) 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じていたこと。</p> <p>八 狩猟免許の交付</p> <p>狩猟免許試験に合格した者に対して狩猟免許を交付する。</p> <p>九 その他</p> <p>1 不明な点については、大分県農林水産部森との共生推進室又は各振興局農山漁村振興部若しくは農山村振興部に問い合わせること。</p> <p>2 狩猟免許申請書は、各振興局に備付けの用紙を使用すること。</p>	<p>大分県東部振興局管内に住所を有する者</p> <p>大分県中部振興局管内に住所を有する者</p> <p>大分県南部振興局管内に住所を有する者</p> <p>大分県豊肥振興局管内に住所を有する者</p> <p>大分県西部振興局管内に住所を有する者</p> <p>大分県北部振興局管内に住所を有する者</p> <p>九月五日（火）午前九時から午後五時まで</p> <p>九月六日（水）午前九時から午後五時まで</p> <p>九月七日（木）午前九時から午後五時まで</p> <p>九月八日（金）午前九時から午後五時まで</p> <p>九月九日（土）午前九時から午後五時まで</p> <p>九月十日（日）午前九時から午後五時まで</p> <p>九月十一日（月）午後一時から午後五時まで</p> <p>九月十二日（火）午前九時から午後五時まで</p> <p>九月十三日（水）午前九時から午後五時まで</p> <p>九月十四日（木）午前九時から午後五時まで</p> <p>九月十五日（金）午前九時から午後五時まで</p> <p>九月十六日（土）午前九時から午後五時まで</p> <p>九月十七日（日）午前九時から午後五時まで</p> <p>九月十八日（月）午前九時から午後五時まで</p> <p>九月十九日（火）午前九時から午後五時まで</p> <p>九月二十日（水）午前九時から午後五時まで</p> <p>九月二十一日（木）午前九時から午後五時まで</p> <p>九月二十二日（金）午前九時から午後五時まで</p> <p>九月二十三日（土）午前九時から午後五時まで</p> <p>九月二十四日（日）午前九時から午後五時まで</p> <p>九月二十五日（月）午前九時から午後五時まで</p> <p>九月二十六日（火）午前九時から午後五時まで</p> <p>九月二十七日（水）午前九時から午後五時まで</p> <p>九月二十八日（木）午前九時から午後五時まで</p> <p>九月二十九日（金）午前九時から午後五時まで</p> <p>九月三十日（土）午前九時から午後五時まで</p> <p>十月一日（日）午前九時から午後五時まで</p> <p>十月二日（月）午前九時から午後五時まで</p> <p>十月三日（火）午前九時から午後五時まで</p> <p>十月四日（水）午前九時から午後五時まで</p> <p>十月五日（木）午前九時から午後五時まで</p> <p>十月六日（金）午前九時から午後五時まで</p> <p>十月七日（土）午前九時から午後五時まで</p> <p>十月八日（日）午前九時から午後五時まで</p> <p>十月九日（月）午前九時から午後五時まで</p> <p>十月十日（火）午前九時から午後五時まで</p> <p>十月十一日（水）午前九時から午後五時まで</p> <p>十月十二日（木）午前九時から午後五時まで</p> <p>十月十三日（金）午前九時から午後五時まで</p> <p>十月十四日（土）午前九時から午後五時まで</p> <p>十月十五日（日）午前九時から午後五時まで</p> <p>十月十六日（月）午前九時から午後五時まで</p> <p>十月十七日（火）午前九時から午後五時まで</p> <p>十月十八日（水）午前九時から午後五時まで</p> <p>十月十九日（木）午前九時から午後五時まで</p> <p>十月二十日（金）午前九時から午後五時まで</p> <p>十月二十一日（土）午前九時から午後五時まで</p> <p>十月二十二日（日）午前九時から午後五時まで</p> <p>十月二十三日（月）午前九時から午後五時まで</p> <p>十月二十四日（火）午前九時から午後五時まで</p> <p>十月二十五日（水）午前九時から午後五時まで</p> <p>十月二十六日（木）午前九時から午後五時まで</p> <p>十月二十七日（金）午前九時から午後五時まで</p> <p>十月二十八日（土）午前九時から午後五時まで</p> <p>十月二十九日（日）午前九時から午後五時まで</p> <p>十月三十日（月）午前九時から午後五時まで</p> <p>十一月一日（火）午前九時から午後五時まで</p> <p>十一月二日（水）午前九時から午後五時まで</p> <p>十一月三日（木）午前九時から午後五時まで</p> <p>十一月四日（金）午前九時から午後五時まで</p> <p>十一月五日（土）午前九時から午後五時まで</p> <p>十一月六日（日）午前九時から午後五時まで</p> <p>十一月七日（月）午前九時から午後五時まで</p> <p>十一月八日（火）午前九時から午後五時まで</p> <p>十一月九日（水）午前九時から午後五時まで</p> <p>十一月十日（木）午前九時から午後五時まで</p> <p>十一月十一日（金）午前九時から午後五時まで</p> <p>十一月十二日（土）午前九時から午後五時まで</p> <p>十一月十三日（日）午前九時から午後五時まで</p> <p>十一月十四日（月）午前九時から午後五時まで</p> <p>十一月十五日（火）午前九時から午後五時まで</p> <p>十一月十六日（水）午前九時から午後五時まで</p> <p>十一月十七日（木）午前九時から午後五時まで</p> <p>十一月十八日（金）午前九時から午後五時まで</p> <p>十一月十九日（土）午前九時から午後五時まで</p> <p>十一月二十日（日）午前九時から午後五時まで</p> <p>十一月二十一日（月）午前九時から午後五時まで</p> <p>十一月二十二日（火）午前九時から午後五時まで</p> <p>十一月二十三日（水）午前九時から午後五時まで</p> <p>十一月二十四日（木）午前九時から午後五時まで</p> <p>十一月二十五日（金）午前九時から午後五時まで</p> <p>十一月二十六日（土）午前九時から午後五時まで</p> <p>十一月二十七日（日）午前九時から午後五時まで</p> <p>十一月二十八日（月）午前九時から午後五時まで</p> <p>十一月二十九日（火）午前九時から午後五時まで</p> <p>十一月三十日（水）午前九時から午後五時まで</p> <p>十二月一日（木）午前九時から午後五時まで</p> <p>十二月二日（金）午前九時から午後五時まで</p> <p>十二月三日（土）午前九時から午後五時まで</p> <p>十二月四日（日）午前九時から午後五時まで</p> <p>十二月五日（月）午前九時から午後五時まで</p> <p>十二月六日（火）午前九時から午後五時まで</p> <p>十二月七日（水）午前九時から午後五時まで</p> <p>十二月八日（木）午前九時から午後五時まで</p> <p>十二月九日（金）午前九時から午後五時まで</p> <p>十二月十日（土）午前九時から午後五時まで</p> <p>十二月十一日（日）午前九時から午後五時まで</p> <p>十二月十二日（月）午前九時から午後五時まで</p> <p>十二月十三日（火）午前九時から午後五時まで</p> <p>十二月十四日（水）午前九時から午後五時まで</p> <p>十二月十五日（木）午前九時から午後五時まで</p> <p>十二月十六日（金）午前九時から午後五時まで</p> <p>十二月十七日（土）午前九時から午後五時まで</p> <p>十二月十八日（日）午前九時から午後五時まで</p> <p>十二月十九日（月）午前九時から午後五時まで</p> <p>十二月二十日（火）午前九時から午後五時まで</p> <p>十二月二十一日（水）午前九時から午後五時まで</p> <p>十二月二十二日（木）午前九時から午後五時まで</p> <p>十二月二十三日（金）午前九時から午後五時まで</p> <p>十二月二十四日（土）午前九時から午後五時まで</p> <p>十二月二十五日（日）午前九時から午後五時まで</p> <p>十二月二十六日（月）午前九時から午後五時まで</p> <p>十二月二十七日（火）午前九時から午後五時まで</p> <p>十二月二十八日（水）午前九時から午後五時まで</p> <p>十二月二十九日（木）午前九時から午後五時まで</p> <p>十二月三十日（金）午前九時から午後五時まで</p> <p>十二月三十一日（土）午前九時から午後五時まで</p> <p>佐伯市長島町</p> <p>大分県佐伯総合庁舎</p> <p>豊後大野市清川町砂田</p> <p>豊後大野市神楽会館</p> <p>竹田市久住町久住くじゅうサンホール</p> <p>日田市城町</p> <p>大分県日田総合庁舎</p> <p>玖珠郡玖珠町大字塚脇</p> <p>大分県玖珠総合庁舎</p> <p>宇佐市大字法鏡寺</p> <p>大分県宇佐総合庁舎</p>

住所を有する者	九月十二日（火）午前九時から午後五時まで	中津市中央町 大分県中津総合庁舎
県内に住所を有する者	九月十四日（木）午前九時から午後五時まで	大分市大手町 大分県庁舎本館

三 狩猟免許更新申請書の受付期間及び受付時間

1 受付期間  
平成二十九年八月一日（火）から同月十八日（金）まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。

2 受付時間  
午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 更新手続  
狩猟免許更新申請書に次の書類を添え、申請者の住所地を管轄する振興局に提出すること。

1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第四十八条第二項第二号に規定する医師の診断書（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による銃砲の所持許可を現に受けている場合は、その所持許可証の写し） 一部

2 写真 一葉（申請前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）

3 返信用封筒（八十二円切手を貼り付け、宛先を明記したもの）

五 狩猟免許更新申請手数料  
二千九百円（狩猟免許更新申請書に二千九百円分の大分県収入証紙を貼り付けて提出すること。）。ただし、申請書を提出する日前一年以内の期間に、大分県内で有害鳥獣捕獲に従事した者については、手数料を徴収しない。

六 受験票

1 狩猟免許更新申請書を受理したときは、申請者に受験票を送付する。

2 講習及び適性検査の当日は、必ず受験票を持参すること。

七 講習及び適性検査の内容

1 講習の内容

(一) 鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令に関すること。

八 狩猟免許の交付  
講習を受講し、かつ、適性検査に合格した者に対して狩猟免許を交付する。

九 その他

1 三に掲げる受付期間での申請を原則とするが、災害その他次に掲げるやむを得ない事由で当該期間中に申請できなかった者については、その事由に該当する者である旨を証する書類を添え、各講習日の二日前までに住所地を管轄する振興局へ狩猟免許更新申請書を提出した場合に限り、申請を受理するものとする。

(一) 海外旅行をしていたこと。

(二) 病気にかかり、又は負傷していたこと。

(三) 法令の規定により身体を拘束されていたこと。

(四) 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じていたこと。

2 不明な点については、大分県農林水産部森との共生推進室又は各振興局農山漁村振興部若しくは農山村振興部に問い合わせる。

3 狩猟免許更新申請書は、各振興局に備付けの用紙を使用すること。